



2 国有林野の維持及び保存

2 国有林野の維持及び保存

(1) 森林の巡視、病虫害の防除等適切な森林の保全管理

森林の巡視及び境界の保全

山火事や高山植物の盗採掘、ゴミの不法投棄等を防ぐため、自治体、警察、ボランティア団体など地域のさまざまな関係者と連携を図りながら森林の巡視や清掃活動などを行っています。平成17年度からは、7月を『「国民の森林」クリーン月間』として設定し、地域の関係者と連携した清掃活動（「国民の森林」クリーン活動）を全国的に実施しました。

また、国有林野を適切に管理するため、民有林等との境界の巡視や点検等を計画的に行っています。

表 - 6 「国民の森林」クリーン活動の実施状況

	平成17年度
実施箇所数	213
参加者数（人）	19,785

事例 「国民の森林」クリーン活動の実施

京都大阪森林管理事務所では、レクリエーションの場として多くの市民から親しまれている京都市内の国有林と国定公園に指定されている箕面市内の国有林において、地元の京都市や箕面市、自治会、NPO等と協力・連携し、清掃活動や環境美化キャンペーン、パトロール活動などを行いました。

不法投棄による景観の悪化や衛生上の問題だけでなく、山火事防止の観点からも、今後も引き続き地方自治体等と連携して活動を進めることにしています。

（近畿中国森林管理局 京都大阪森林管理事務所）



場 所：京都府京都市 高台寺山国有林（左上）
大阪府箕面市 箕面国有林（右下）

説 明：写真は、自治会、NPO等の方々や地元自治体と連携して行った「国民の森林」クリーン活動の様子です。

森林病虫害の防除

松くい虫の被害は、国有林野における病虫害の大半を占めていますが、昭和54年度の149千 m^3 をピークに減少傾向にあります。平成17年度の被害量は、前年度よりも12千 m^3 減少し、45.5千 m^3 となりました。

森林管理署等では、被害の拡大を防ぎ、貴重なマツ林を保護するため、被害木を伐採して薬剤を散布する伐倒駆除等の被害対策を、地方自治体や地域住民の皆さんと連携をとりながら進めています。

事例 松くい虫被害対策の実施

近年、国有林における松くい虫被害は、秋田県及び岩手県が先端地域となっており、日本海側では米代西部森林管理署管内の「風の松原」まで、太平洋側では三陸中部森林管理署管内の陸前高田市まで、内陸部では岩手南部森林管理署管内の花巻市まで北上してきています。

東北森林管理局では、被害の北上と拡大を防ぐため、ボランティアの方々の協力をいただきながら巡視体制を強化し、被害木の早期発見に努めています。また、発見した松くい虫被害木は、伐倒して薬剤によるくん蒸処理やチップパーによる破碎処理を行い、可能なものについては木材チップやバイオマス発電に有効活用しています。

(東北森林管理局)

表 - 7 松くい虫被害の状況と対策

区 分		平成17年度	(参考)平成16年度
松くい虫被害量 (千 m^3)		45.5	57.7
防 除	特別防除 (ha)	3,079	3,010
	地上散布 (ha)	1,231	1,135
駆 除	伐倒駆除 (千 m^3)	18.7	18.5
	特別伐倒駆除 (千 m^3)	4.8	9.9

- 注：1 特別防除とは、空からヘリコプターを利用して薬剤を健康なマツに散布し、カミキリを駆除することである。
- 2 地上散布とは、地上から動力噴霧機などを利用して薬剤を健康なマツに散布し、カミキリを駆除することである。
- 3 伐倒駆除とは、被害木を切り倒し、薬剤をかけたり、くん蒸して、カミキリの幼虫を駆除することである。
- 4 特別伐倒駆除とは、被害木を切り倒して、細かく砕いてチップにしたり、燃やして、カミキリの幼虫を駆除することである。



場 所：山形県酒田市 浜^{はま}泉^{いずみ}国有林（左上） 秋田県能代市（右下）

場 説 明：写真は、松くい虫被害木のチップパーによる破碎処理（左上）と枝条を有効活用している能代バイオマス発電所（右下）の様子です。

保安林の適切な管理

国有林野は、奥地脊梁山地や水源地域に広く分布していることから、国土保全や水源かん養の上で重要な森林が多く存在しています。

このため、平成17年度末では、国有林野面積の87%に当たる661万haが保安林に指定されており、これは我が国の保安林全体の57%に当たります。

これらの保安林においては、伐採の制限等を行うとともに、保安林としての機能の維持・向上のため、間伐や複層林への誘導等の森林整備を積極的に進めるとともに、効率的な管理のための路網の整備や、山腹崩壊防止などのため治山施設の設置を行っています。

事例 奥地保安林保全緊急対策事業の実施

群馬森林管理署では、気象、地形・地質等の自然条件が厳しく荒廃のおそれがある奥地の保安林を対象に、現地から産出された木材等を利用した簡易で効果的な治山施設を整備しました。

このように、奥地保安林の整備や造成による機能の維持・向上を通じて地球温暖化防止にも貢献しています。

(関東森林管理局 群馬森林管理署)



表 - 8 保安林の指定状況

(単位：万ha、%)

保安林の種類	総面積	うち国有林野
水源かん養	877	542
土砂流出防備	248	105
土砂崩壊防備	6	2
その他の保安林 飛砂防備、防風、水害防備、潮害防備、干害防備、 防雪、防霧、なだれ防止、落石防止、防火、 魚つき、航行目標、保健、風致	107	47
合計(延面積)	1,238	696
(実面積)	1,165[100]	661[57]

注：1 平成17年度末現在の数値であり、国有林野面積には官行造林地を含まない。

2 []書は、全保安林面積に占める割合(%)である。

場所：群馬県桐生市黒保根町下田沢 赤面国有林
説明：写真は、現地発生材(間伐材)を利用した治山施設(左上)と周辺の保安林(右下)の様子です。

(2) 保護林など優れた自然環境を有する森林の維持・保存

保護林の設定及び保全・管理の推進

平成17年7月、知床半島の一部が世界自然遺産として登録されました。その陸域のほとんどは国有林野であり、そのすべてを「知床森林生態系保護地域」(約4万6千ha)として設定し、適切に保全・管理を行っています。

さらに、屋久島、白神山地をはじめ、原始的な森林生態系や貴重な動植物種が生息・生育する森林が多く残されています。

国有林野事業では、大正4年に保護林制度を発足させ、それ以来、こうした貴重な森林の保全・管理に努めてきました。

平成17年度には、地域において特徴のある貴重な天然林など13箇所を新たに植物群落保護林や特定動物生息地保護林等に設定しました。この結果、平成17年度末には、既設保護林を拡充した分もあわせると保護林面積は2万5千ha増加し、68万3千haとなりました。

これらの保護林の適切な保全・管理の一環として、植生の回復や保護柵の設置等を進めています。

表 - 9 保護林の設定状況

(単位：箇所、千ha)

保護林の種類	目的	箇所数	面積
森林生態系保護地域	森林生態系の保存、野生動植物の保護、生物遺伝資源の保存	27	400
森林生物遺伝資源保存林	森林生態系を構成する生物全般の遺伝資源の保存	12	36
林木遺伝資源保存林	林業樹種と希少樹種の遺伝資源の保存	326	9
植物群落保護林	希少な高山植物、学術上価値の高い樹木群等の保存	380 (10)	183 (23)
特定動物生息地保護林	希少化している野生動物とその生息地・繁殖地の保護	36 (2)	21 (2)
特定地理等保護林	岩石の浸食や節理、温泉噴出物、氷河跡地の特殊な地形・地質の保護	35	30
郷土の森	地域の自然・文化のシンボルとしての森林の保存	34 (1)	3
合計		850	683

注：1 平成18年4月1日現在の数値である。

2 ()書は、平成17年度に新規設定した箇所内で内書である。

3 計の不一致は、四捨五入による。

表 - 10 平成17年度に新たに設定した保護林の概要

名 称(所在地)	面積 (ha)	概 要
タンチョウ・オジロワシ特定動物生息地保護林 (北海道標津町及び別海町)	301	ラムサール条約登録地であり、絶滅危惧種であるタンチョウ、オジロワシの生息地となっている。
シマフクロウ特定動物生息地保護林 (北海道森林管理局管内)	1,662	シマフクロウの繁殖地及び生息地となっている。
八幡平植物群落保護林 (秋田県鹿角市、秋田県仙北市)	3,868	雪の多い亜高山帯にみられるオオシラビソ(アオモリトドマツ)が生育している。
葡萄森ブナ植物群落保護林 (秋田県仙北市)	579	原生的なブナ林が群生し日本海側多雪地帯の典型的な林相を呈している。
番鳥森・大仏ブナ植物群落保護林 (秋田県北秋田市、仙北市、秋田市)	1,239	原生的なブナ林が群生しているとともに、大仏岳山頂付近の風衝地に岩壁植生がみられる。
太平山周辺植物群落保護林 (秋田県北秋田市、上小阿仁村、秋田市)	7,223	高齢級のブナが広範囲に分布し、尾根筋にはキタゴヨウ・クロベ林やオサバグサ、コアニチドリ等が生育している。
流石山・大峠風衝地植物群落保護林 (栃木県那須塩原市)	97	ミヤマナラ、ガンコウラン、ニッコウキスゲ、ハクサンシャクナゲ、ササ類などが山頂斜面において生育し、特有の景観を形成している。
大佐飛山地植物群落保護林 (栃木県那須塩原市)	8,152	山地帯から亜高山帯植生への移行帯で、ブナ・アスナロ林からコメツガ・オオシラビソ林などの原生的な森林とともに、二次林的な森林が広く分布している。
尚仁沢ブナ・イヌブナ等植物群落保護林 (栃木県塩谷郡塩谷町、矢板市)	616	太平洋側を代表する典型的なブナ・イヌブナ林等の中にケヤキやシデ類等が混交して生育している。
掃部岳植物群落保護林 (宮崎県児湯郡西米良村)	627	西日本の自然を代表する学術的価値の高い照葉樹林である。
大森岳植物群落保護林 (宮崎県東諸県郡綾町)	373	
早稲田川ヤクタネゴヨウ植物群落保護林 (鹿児島県西之表市)	7	屋久島及び種子島のみに自生するヤクタネゴヨウの代表的な群落である。
てるは郷土の森 (宮崎県東諸県郡綾町)	318	綾町のシンボルの存在となっている照葉大吊橋周辺の照葉樹林である。
合 計 13箇所	25,062	

事例 ^{わせだがわ}早稲田川ヤクタネゴヨウ植物群落保護林の設定

屋久島森林管理署では、種子島に自生するヤクタネゴヨウの現地調査を地元自治体とボランティア団体の協力を得ながら行いました。

その結果、種子島の早稲田川流域にみられるヤクタネゴヨウの群落は、他に類を見ないものであることが判りました。

このため、この群落を植物群落保護林に設定し、日本固有の種であるヤクタネゴヨウの保護・管理対策を進めました。

(九州森林管理局 屋久島森林管理署)



場 所: 鹿児島県西之表市 ^{にしのおもてし きなり}木成国有林

説 明: 写真は、ヤクタネゴヨウの個体の様子です。

「緑の回廊」の整備の推進

野生動植物の生息・生育地を結ぶ移動経路を確保することにより、個体群^{注)}の交流を促進して、種の保全や遺伝的な多様性を確保するため、保護林(31ページ参照)相互を連結してネットワークを形成する「緑の回廊」を設定しています。

緑の回廊においては、人工林の中に自然に生えた広葉樹を積極的に保残するなど、野生動植物の生育・生息環境に配慮した施業を行っています。また、森林の状態と野生動植物の生息・生育実態の関係を把握して保全・管理に反映するためのモニタリング調査を実施しています。

また、国有林だけでは緑の回廊としての幅が確保できない場合などは、必要に応じて隣接する民有林においても協力をいただいて、緑の回廊が設定されるよう努めています。



事例 「緑の回廊」の保全・管理

東北森林管理局では、緑の回廊の適切な整備や管理を行うため、森林の状態と森林内に生息・生育する野生動植物のモニタリング調査を実施しています。

平成17年度までの調査では、抜き伐りを実施して数年が経過した人工林で下層植生や広葉樹の導入が見られました。また、ツキノワグマ、ニホンカモシカ、ニホンザル、ホンドテン、フクロウ等の動物の生息を確認しており、引き続き生息実態の関係を調査することにしています。

(東北森林管理局)



場所：秋田県内
 説明：新たに設定した「八幡平 太平山^{はちまんたいたいへいざん}緑の回廊」は、八幡平から太平山頂に至る稜線に沿って、既存のものを含め7箇所の保護林を結び、幅が約2km、延長が約60kmにおよぶネットワークを形成しています。図(右)は、緑の回廊の位置と写真(左)の撮影位置及び方向を、写真(左)中の緑線は、形成されたネットワークの稜線部を示しています。

場所：奥羽山脈^{ちようかいあさひ}緑の回廊(左上)、鳥海朝日・飯豊吾妻^{いいであづま}緑の回廊(右上)、北上高地緑の回廊(下)
 説明：写真は、センサーカメラに写ったホンドテン(左上)、ニホンカモシカ(右上)、フクロウ(下)の様子です。

図 - 4 緑の回廊位置図（平成18年4月1日現在）

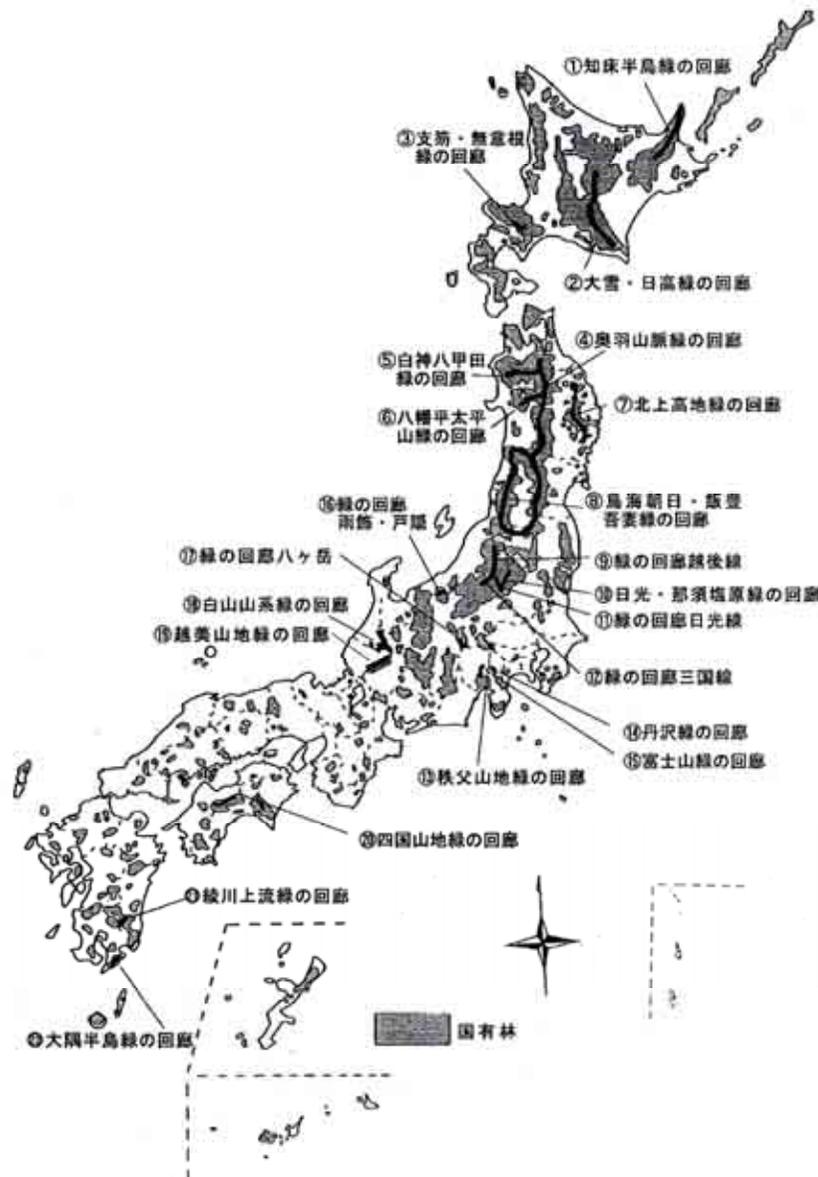


表 - 11 緑の回廊の設定状況

名 称	面積 (千ha)	延長 (km)	場 所 等
知床半島緑の回廊	12	36	北海道斜里郡斜里町、目梨郡羅臼町ほか
大雪・日高緑の回廊	19	83	北海道空知郡南富良野町、沙流郡日高町ほか
支笏・無意根緑の回廊	7	30	北海道札幌市、虻田郡京極町ほか
奥羽山脈緑の回廊	79	400	青森県南津軽郡平賀町、秋田県仙北市、山形県最上郡金山町ほか
白神八甲田緑の回廊	22	50	青森県中津軽郡西目屋村、秋田県大館市ほか
八幡平太平洋山緑の回廊 [17年度新設]	11	60	秋田県秋田市、大仙市、北秋田市、鹿角市
北上高地緑の回廊	27	150	岩手県九戸郡山形村、大船渡市ほか
鳥海朝日・飯豊吾妻緑の回廊	64	260	神室山から鳥海山、月山、朝日山地、飯豊山、吾妻山を經由し、蔵王山に至る。
緑の回廊越後線	27	70	福島県大沼郡金山町、新潟県魚沼市ほか
日光・那須塩原緑の回廊 [17年度新設]	18	75	栃木県日光市、矢板市、那須塩原市、塩谷郡塩谷町ほか
緑の回廊三国線	13	52	群馬県利根郡みなかみ町、新潟県南魚沼郡湯沢町ほか
緑の回廊日光線	13	38	栃木県日光市ほか
秩父山地緑の回廊	6	44	埼玉県秩父市
丹沢緑の回廊	4	43	神奈川県足柄上郡山北町ほか
富士山緑の回廊	2	24	静岡県富士宮市ほか
緑の回廊雨飾・戸隠	4	17	長野県北安曇郡小谷村、長野市ほか
緑の回廊八ヶ岳	6	21	長野県茅野市ほか
白山山系緑の回廊	43	70	富山県南砺市、岐阜県大野郡白川村、石川県金沢市、福井県大野市ほか
越美山地緑の回廊	24	66	福井県南越前町、和泉村、岐阜県本巣市、揖斐川町ほか
四国山地緑の回廊	18	128	石鎚山地区（愛媛県、高知県）及び剣山地区（高知県、徳島県）
綾川上流緑の回廊 [17年度新設]	2	5	宮崎県小林市、東諸県郡綾町、国富町
大隅半島緑の回廊	1	22	鹿児島県肝属郡肝付町、錦江町ほか
(3箇所)	(31)		
合 計 22箇所	422		

注：1 面積、延長、場所等は、平成18年4月1日現在のデータである。

2 合計欄上段()書は、17年度新設分で内数。

野生動植物の保護管理の推進

国有林野内に生息・生育する貴重な野生動植物の保護等を進めるため、「希少野生動植物種保護管理事業」や「保護林保全緊急対策事業」等を実施し、生息・生育状況の把握や生息・生育環境の維持、整備等を進めています。

平成17年度には、ゴイシツバメシジミやヤシャゲンゴロウなどの絶滅危惧種の保護・保全活動を関係機関と連携して実施しました。

事例 希少野生動植物種（ゴイシツバメシジミ）の保護活動

熊本南部森林管理署では、地元の水上村と連携して、絶滅危惧種であり国内希少野生動植物種に指定されているゴイシツバメシジミの保護に取り組んでいます。有識者の助言を得て、ゴイシツバメシジミの食草であり、絶滅危惧種にも指定されているシシンランの保護と増殖を積極的に進めるとともに、緑の少年団を対象にゴイシツバメシジミの観察会を開催するなど普及啓発活動にも取り組んでいます。

（九州森林管理局 熊本南部森林管理署）



場所：熊本県水上村 ^{いちぶさ}市 房国有林
 説明：写真は、樹木から落下したり、風倒木に着生したシシンランの保護活動（左上）とシシンランの花（右上）、ゴイシツバメシジミ（左下）、水上村緑の少年団を対象にしたゴイシツバメシジミの観察会（右下）の様子です。

表 - 12 貴重な野生動植物の生息・生育環境の調査等の事例

対象	概要
チョウセンキバナアツモリソウ （東北森林管理局）	絶滅危惧種であるチョウセンキバナアツモリソウの生育確認調査及び当該地周辺における他の絶滅危惧種の調査を実施
イヌワシ （関東森林管理局）	イヌワシの生息地における人工林施業のあり方に関する調査を実施
ヒメバラモミ （中部森林管理局）	八ヶ岳と南アルプスに稀産する固有種で絶滅危惧種に指定されているヒメバラモミについて、増殖・保存を図るための調査等を実施
ヤシャゲンゴロウ （近畿中国森林管理局）	絶滅危惧種であり、夜叉ヶ池の固有種であるヤシャゲンゴロウについて、生育環境の変化に敏感な本種の保護・保全を図る観点から、個体数の調査及び生育環境を把握するための水質調査を実施

地域やNPO等との連携による保護活動の推進

地域住民や環境保護に関心が高いNPO等の皆さんと協力しながら貴重な野生動植物の保護や自然環境の保全を進めていくため、高山植物の盗採掘の防止や希少野生動植物の生息・生育環境の保全のための巡視を委嘱したり、意見交換等を行っています。

事例 地域やNPO等との連携による植生再生の取組
 木曽森林環境保全ふれあいセンターでは、中央アルプス木曽駒ヶ岳森林生態系保護地域とその周辺地域の中で、特に登山道周辺を中心に多くの登山者による踏み荒らしなど植生荒廃の著しい区域において、地元自治体、NPO等と連携して、高山植物を保護するための植物繊維マット(ヤシマット)の敷設を行いました。
 (中部森林管理局 木曽森林環境保全ふれあいセンター)

表 - 13 巡視等の委嘱事例

委嘱相手	延べ委嘱数 (人日)	主な活動内容
高山植物等保護対策協議会中 信地区協議会 (中部森林管理局)	3,972	北アルプス、美ヶ原高原における 高山植物等の保護指導、ゴミ拾い
けひ 気比の松原を愛する会 (近畿中国森林管理局)	360	森林保全、清掃活動、巡視活動



表 - 14 意見交換等の事例

地域	内 容
しらきみずなし 白木水 無県立公園水無湿原 (中部森林管理局)	これまで実施してきた湿原回復作業の検証及び 今後の方向等について現地で意見交換を実施

場 所：長野県上伊那郡宮田村 黒川国有林 ^{かみいな}
説 明：写真は、植物繊維マットの運搬(左上)とマット敷設作業(右下)の様子です。

環境行政との連携

国有林野の優れた自然環境を保全管理するため、希少野生動植物保護管理事業（35ページ参照）や国立公園の整備事業等について、環境省や都道府県の環境行政関係者と連絡調整や意見交換を行っています。

また、森林管理局が主催する緑の回廊設定委員会等の各種検討会に環境行政関係者の参加を求めたり、地域管理経営計画案の策定に先立つ連絡調整も行っています。

表 - 15 環境行政関係者との連絡会議の開催事例

名称	局	環境行政関係	主な内容
北海道地方連絡会議	北海道	北海道地方環境事務所	森林生態系保全・再生対策の取組、厚岸道立自然公園の国立公園化、国立公園計画の見直し、日高地域におけるシマフクロウ保護対策等についての情報・意見の交換
東北地方連絡会議	東北	東北地方環境事務所 関東地方環境事務所	外来生物法の施行、国指定鳥獣保護区設定、国立公園計画、ラムサール条約湿地の新規登録等についての情報・意見の交換
関東地方連絡会議	関東中部	関東地方環境事務所 中部地方環境事務所	国立公園計画の見直し、ラムサール条約湿地の新規登録、小笠原諸島等における保護林の見直し及び緑の回廊の新設等についての情報・意見の交換
中部地方連絡会議	中部	中部地方環境事務所 関東地方環境事務所	森林管理局・各地方環境事務所における事業実行上の問題点、希少野生動植物の保護管理等についての情報・意見の交換
近畿中国地方連絡会議	近畿中国	近畿地方環境事務所 中国四国地方環境事務所 中部地方環境事務所	地域管理経営計画、ヤシャゲンゴロウ保護増殖事業計画等の策定、公園計画の変更等についての情報・意見の交換
四国地方連絡会議	四国	中国四国地方環境事務所	国指定鳥獣保護区の設定、地域管理経営計画の策定、レクリエーションの森の見直し等についての情報・意見の交換
九州地方連絡会議	九州	九州地方環境事務所 ほか	予定事業、保護林の設定状況、希少野生動植物の保護管理、国指定鳥獣保護区の設定等についての情報・意見の交換

注：「環境行政関係」欄に記載している組織の名称は、平成17年10月1日以降の新組織名である。